

夏本番を迎えます、今年は「超猛暑」が予想されています、体調にお気をつけてお過ごしください。
<7日 小暑,七夕, 18日海の日, 22日大暑, 30日土用の丑 10日 参議院選挙 >

1. July ご案内・改正情報

① 算定基礎届は、7月11日が提出期限です。 4月～6月（**支払ベースで見ます**）の3か月の給与平均額の結果、9月に改定されます（保険料変更は、通常翌月10月支払い給与から）。固定的賃金の変動が4月にあり、標準報酬月額に2等級以上差がある場合には7月改定（月額変更届）となります（※固定的賃金がアップしたが、標準報酬はダウンの場合は該当しない、その逆も）。

② 賞与支払の時期です。不支給の場合でも、社会保険の「**賞与支払届**」の提出を致します。また、支給後に月末までに（月末日を除く）退職する場合には、被保険者でなかったとして保険料を徴収いたしません。ご注意ください。



☆ 現在の保険料率 ※（労使折半料率）健康保険 **49.85**（愛知）/1000、介護保険 **7.9**/1000
厚生年金保険 **89.14**/1000 雇用保険 **4**/1000（建設業 5/1000）

2. 名言名句

「自分のすべてを受け入れるのだ。何もかもを。自分は自分。そこに始まり、そこに終わる。自分を責めたり、悔いたりする必要など、どこにあるのだ。」

ヘンリー・キッシンジャー

3. 法改正等ワンポイント

① 10月1日開始の社会保険の適用拡大について、専用サイトを開設 10月1日から厚生年金保険・健康保険の加入対象が拡大し、従業員501人以上の企業で週20時間以上働く人などにも対象が広がることを受け、厚生労働省では、社会保険加入のメリットなどを解説する専用のウェブサイトを開設しました。同サイトではパート労働者向けにわかりやすいリーフレットも公開。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai/>

② 来年1月から介護休業の取得要件を緩和

政府は、祖父母と兄弟姉妹、孫についての介護休業を取得する場合に必要な「同居・扶養」の要件をなくす方針を示しました。介護を理由に離職する労働者は年間約10万人おり、政府が掲げる「介護離職ゼロ」に向けた対策として、厚生労働省令を改正して今夏にも公布したい考え。

③ 愛知労働局のHPに「平成27年定期監督の実施結果」が公開されています。

http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/houdou/0402_001/_121217.html

愛知労働局における監督指導及び申告処理状況について平成27年に県内の14労働基準監督署(支署)が実施した監督指導(※1)の実施結果及び申告処理(※2)状況の概要は、次のとおりです。

(※1) 監督指導とは、労働基準監督官が事業場に立入り、調査・指導を行うこと。

(※2) 申告処理とは、労働者が労働基準監督署に対し、事業場の労働関係法令違反の事実を申し立て（申告）、これを契機に労働基準監督署は事業場に立入り又は事業主の出頭を求めて違反の事実を確認し、違反が認められた場合には、是正を勧告するなどにより是正を図らせること。

監督指導を実施した事業場数 5,653 事業場 4,170 事業場(73.8%)において、法令違反が認められた。主な違反の項目は、労働時間 1,655 件(29.3%)、健康診断 1,106 件(19.6%)、時間外労働等による割増賃金 800 件(14.2%)等であった。

申告処理を行った件数 1,867 件

平成 26 年比 48 件増加。賃金不払事案 1,395 件(74.7%)、解雇事案 186 件(10.0%)であった。違反を認めた 938 事業場に是正を指導した。

<割増賃金についての違反> 件数 800 件(監督指導実施件数に対する割合:14.2%)

典型的な事例として時間外労働、深夜労働等を行わせているのに、割増賃金(通常の賃金の 2 割 5 分以上)を支払っていないもの。本来、算定基礎に含めるべき職務手当等を算入せず、法定割増率を下回るもの。

<労働条件の明示 違反> 件数 663 件(監督指導実施件数に対する割合:11.7%)

典型的な事例として労働者を採用するとき、賃金、労働時間その他労働条件について書面(労働条件通知書)を交付するなどの方法で明示していないもの。

<労働時間 違反> 件数 1,655 件(監督指導実施件数に対する割合:29.3%)

典型的な事例として時間外労働に関する協定届を所轄署に届出を行わず、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。また、協定の届出はあるものの、協定時間を超えて時間外労働を行わせているもの。

4. 統計・情報

① 2015 年度に全国の労働局の雇用均等室に寄せられた労働者からの相談件数が 4,762 件となり、過去最多を 2 年連続で更新したことがわかった。4,000 件を超えたのは初。相談内容で最も多かったのが「婚姻や妊娠、出産を理由とした不利益取扱い」で 55.6%、次いで「育児休業での不利益取扱い」が 34.0%だった。

② 厚生労働省は、求人での賃金や待遇が実際とは異なるトラブルが多発していることを受け、職業安定法の改正を検討する方針を示した。現状では職業紹介会社のみと与えられる罰則を、求人を出した企業にも科す。また、広告を掲載した企業にも罰則を設け、「ブラック企業」の求人を排除する考え。

③ 厚生労働省が公表した「介護保険事業状況報告」(2016 年 3 月暫定版)によると、要介護(要支援)認定者数は 2016 年 3 月末現在 620.4 万人で、男性 192.0 万人、女性 428.4 万人。



HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

「リオ五輪」と言われながら、いつから始まるの?と筆者も詳しく知りませんでした。いよいよ開幕まで 1 か月あまりとなりました。今回はゴルフもあるとの事で、見どころも多いのでは?第 31 回になるオリンピック競技大会(2016 リオデジャネイロ)は 2016 年 8 月 5 日~8 月 21 日(17 日間)で行われます。たまたま先日見た、地元の TV 局の夕方のニュースで取り上げられていたのが「フェアリー・ジャパン!」何かと言いますと「新体操」です。綺麗な舞と超絶テクニックで観るものを魅了します。この日本代表は昨年の世界選手権で 40 年ぶりの銅メダルを獲得していました!(知らなかったです)。当然、リオ五輪では期待がかかります。「日本にしかないあっと驚く技」があります、是非見てみたい!実は、今大会直前にプログラムでの曲を「爆発力が足りない」と、ショパンからサンバ調の曲に変更したというのです!銅メダルを取ったときのプログラムを変更するという「すごい決断と勇気」です。

個人と団体戦がありますが、キャプテンは名古屋出身の杉本早裕吏(すぎもと さゆり)さん 20 歳です!西区の「みなみ体操クラブ出身」です。そして東海地区出身者が 5 人選出されています。絶対の一押し競技です。よかったです皆さんもぜひ応援してください、8 月の 19-21 日が競技日程となっています。(S)